

オンライン結合による保有個人情報の提供に係る諮問書

柏保活第738号
平成29年 11月 7日

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会会長 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保



オンライン結合により保有個人情報を提供したいので、柏市個人情報保護条例第12条第1項の規定により次のとおり諮問します。

オンライン結合に係る個人情報取扱事務の名称	地域包括支援センター支援システムネットワーク
オンライン結合に係る個人情報取扱事務の概要	地域包括支援センターにおいて、相談等があった高齢者に対して実施する総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、地域ケア連携等に関する事務
オンライン結合により提供する保有個人情報項目	・介護保険情報 ・地域包括支援センター情報
オンライン結合による保有個人情報の提供先	北柏第2地域包括支援センター 柏西口第2地域包括支援センター
オンライン結合による保有個人情報の提供先における利用目的	高齢者に対する適切な支援策等を計画・検討する際の基礎情報として利用する。
提供しようとする理由	本人及び家族等からの情報入手だけでは、錯誤や不明瞭な内容もあり、オンライン結合をすることで情報の正確性や各業務での入力作業の軽減が図れる。
技術的な安全保護の措置の概要	専用回線によるオンライン結合とし、ICカードを挿した状態での使用の他、個人パスワードによりシステム利用とする。
担当部署	保健福祉部 福祉活動推進課
備考	既存の9箇所の地域包括支援センターについては、平成22年1月19日柏保地第270号及び平成27年9月29日柏保活294号にてオンライン結合の諮問をし、平成22年1月28日付け柏情審第8号の3及び平成27年10月23日付け柏情審第28号にて「可」の答申を受けています。



地域包括支援センター支援システムにおける 電子計算機の結合について

1 概要

地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）は、介護保険法に基づき、高齢者等の心身の健康と生活の安定のために必要な援助を行い、住み慣れた地域でできる限り継続して生活できるよう支援する、市町村が設置（委託可）する機関です。

現在、福祉活動推進課及び支援センターでは、地域包括支援センター支援システム（以下「支援システム」という。）を使用しており、市が使用する支援システムと委託先の支援システムをネットワーク化し、両方で情報共有することにより、支援対象となる高齢者の心身の状態や利用している施策等を確認しながら、必要な支援や情報提供を実施しています。

平成30年2月1日より、新たに支援センターが増設されるため、新たに導入されるシステムも同様にネットワーク化し、支援センター業務の向上と高齢者等の福祉向上を図ります。

2 提供する個人情報の項目

介護保険1号被保険者及び40～64歳のうち要介護（要支援）認定を受けている被保険者の情報

介護保険情報

- ・郵便番号 ・住所 ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・年齢
- ・介護保険被保険者番号 ・資格取得事由（年月日）
- ・資格喪失事由（年月日） ・認定日 ・有効期間
- ・要介護度

支援システムの情報

- ・総合相談、権利擁護、包括的継続的支援事業に関する相談記録及び支援記録の経過情報
- ・介護保険法に基づく特定高齢者、要支援認定者に関する介護予防ケアマネジメントに関する利用情報及び支援経過記録

3 現在の状況

福祉活動推進課の支援システムで介護保険情報の取り込みを実施しており、福祉活動推進課が許可した対象者については、支援センターの支援シス

テム上で対象者の住所、氏名、介護保険認定情報等を確認することができます。また、入力項目も相談内容や支援継続等に関する記録程度で情報蓄積の省力化が図られています。

4 必要性と効果

支援システムのネットワーク化が行われない場合、本人又は家族等から全ての情報を入手することは難しいうえ、錯誤や不明瞭な内容もあり、必ずしも必要な情報が正確に入手できるとは限りません。また、情報確認のために、多くの時間を費やすこととなります。

福祉活動推進課と委託先の支援センターとのネットワークが形成されれば、より正確な情報に基づく支援が図られるほか、各業務での入力処理作業が軽減され、事務の効率化により一層の高齢者支援への傾注が期待されます。

また、ネットワークを形成することで、相談者が転居した場合でも、支援センターの登録処理を行うことにより、どこの支援センターに異動しても迅速に対応することができます。

将来的に委託事業者が変更となった場合でも、クライアントサーバー方式の本システムであれば、情報は全てネットワークシステムの専用サーバに蓄積されるので、個人情報の安全性が担保されます。

5 データ管理

オンライン結合を実施する支援システムは、福祉活動推進課のみが市内全域の対象者を検索でき、委託先支援センターにおいては、福祉活動推進課が該当者を登録処理しなければ検索できず、不必要な方の情報は確認できない仕組みとします。

支援システムのネットワークは、クライアントサーバー方式であるため、データは専用サーバに保管され、データへのアクセスも専用サーバに行う仕組みとなります。

このため、情報処理後の情報は、委託先の支援システムに保存されることはありません。

6 オンライン結合による提供先

柏市が業務委託する地域包括支援センターであり、委託先についてはプロポーザル方式にて選定しております。

また、支援センターの設置に当たっては、柏市地域包括支援センター運営協議会においても、その意見を伺ったうえで、事業者を決定することとしています。

7 安全保護の措置

(1) 制度面の対策

介護保険法において、支援センターの職員等は、「正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」とされています。

また、柏市との業務委託契約においても、個人情報保護に関する条項を設けて個人情報の管理について厳重な取り扱いを求めています。

(2) 技術面の対策

システム回線は、専用回線を使用して不正侵入を防止するとともに、ICカード及びパスワード管理により、支援システム操作者の限定を行い、アクセスログ設定等により、使用履歴を記録することとします。

(3) 運用面の対策

支援システムのネットワークは、柏市の住民記録情報や介護保険システムを受託運用している管理業者がシステム管理する予定であり、専用サーバーを管理業者内に設置することで、起動及び終了のほか、データバックアップ処理等を安全な環境で実施することとします。また、ウィルス感染を防止するため、委託先の支援センターが所有するOA機器の接続は認めないこととします。

そのほか、委託先支援センターの職員に対しては、市で実施する個人情報保護等に関する研修への参加を図り、個人情報保護の徹底を期していきます。